

あなたの会社も金融機関に区分されています！
元金融機関職員が易しく解説

金融借入を
考えている皆様



「債務者区分」ごとの金融借入勉強会

金融機関は融資を利用している事業所ごとに債務者区分を設定しており、債務者区分は事業所の財務内容や融資の返済状況等を勘案し決定しています。そして金融機関はこの債務者区分により事業所の融資スタンスをある程度決めています。本勉強会は債務者区分の定義と債務者区分にひも付けられる一般的な金融借入方法について説明し、債務者区分を良化していくための方策を考えていきます。

- 日時：令和5年8月23日（水）
- 時間：14:00～15:30
- 会場：群馬県よろず支援拠点 相談室

群馬県産業支援機構内
前橋市亀里町884-1 群馬産業技術センター

■参加費：無料

- 定員：先着5名
- 対象：県内の中小企業・小規模事業者の皆さま
- 講師：よろず支援拠点コーディネーター
長井 崇（中小企業診断士）

【内容】

- 1.金融機関は債務者区分で融資スタンスを決めている
 - ・債務者区分とは
 - ・債務者区分に応じて金融機関は貸倒引当金を計上
- 2.債務者区分ごとの一般的な融資方法について
 - ・正常先 要注意先 破綻懸念先以下
- 3.債務者区分を良化するためには？
 - ・定量面・定性面で考える

【お申込みは、下記の必要事項をご記入いただき、FAXでお願いします。】

申込FAX：027-265-5075

社名（業種）	(土業、コンサルタントの方の参加はご遠慮ください) (業種：)
住所	〒 ()
氏名・電話番号	(電話番号：)
E-mail	@
どちらでお知りになりましたか。	よろずHP・メルマガ・機構HP・DM・その他 ()

●参加希望者定員になり次第締め切ります。
●この申込用紙にご記入いただく個人情報は、当機構が定める個人情報保護の基本方針に則って厳重に管理し、事業のご案内アンケート調査等に利用させていただきます。
官公庁以外に第三者提供はいたしません。